

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

2022年度診療報酬改定 リフィル処方箋

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）別表第一 医科点数表」
 2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）別添 1 医科点数表」
 2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)_別表第3(調剤点数表)」
 2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)_別添3(調剤点数表)」
 2022年度診療報酬 疑義解釈（その1～その28）

凡例

通知等

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20221118-2016

本資料は、2022年9月27日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

医師の指示による分割調剤の処方箋を発行する際には、分割回数分の処方箋の発行等煩雑な対応が必要とされていました

医師の指示による分割調剤の処方箋様式

○ 分割調剤に係る処方箋様式を追加。
【分割指示に係る処方箋の記載例】

分割指示に係る処方箋を發行する場合は、分割の回数及び何回目に相当するかを右上の所要欄に記載する。

分割指示に係る処方箋（別紙）

分割指示に係る処方箋を發行する場合は、分割の回数及び何回目に相当するかを右上の所要欄に記載する。

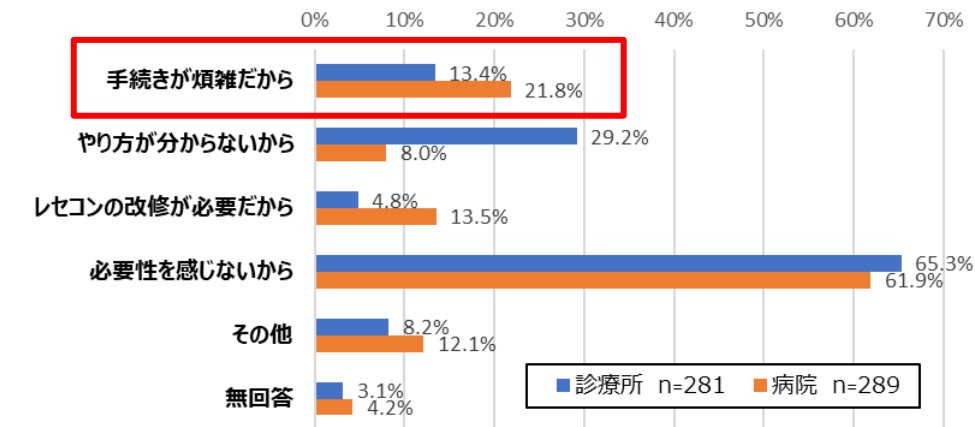
処方箋の発行

18

中医協協会 令和3年12月8日 個別事項(その8)より日医工が編集

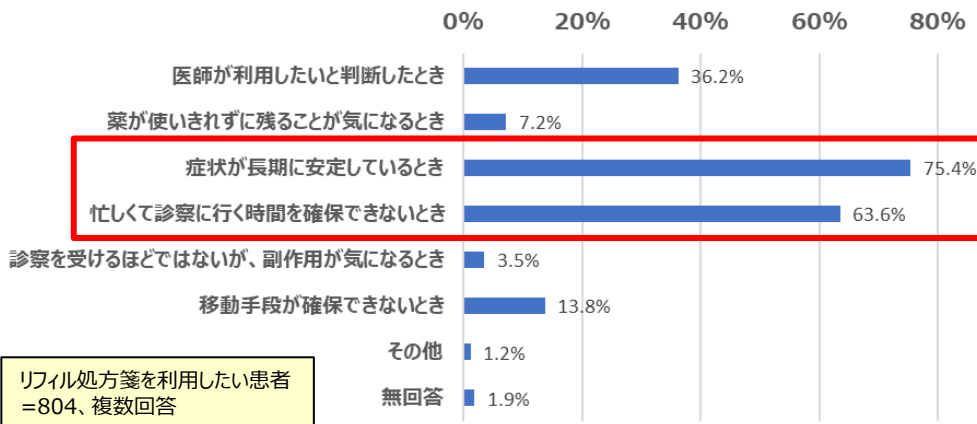
医師が分割調剤を行わない理由の一つに手続きが煩雑であることが挙げられています

30日を超える長期処方の際に、分割調剤を行わない理由



患者は症状が長期に安定しているときや診療に行く時間が確保できないときにはリフィル処方箋の仕組みを利用したいと思うことがあります

患者がリフィル処方箋の仕組みを利用したいと思う場合



リフィル処方箋を利用したい患者 =804、複数回答

処方箋											
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)											
公費負担番号				保険者番号							
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号				(枝番)			
患者	氏名		保険医療機関の所在地及び名称								
	生年月日	男・女	電話番号			保険医氏名					
	区分	被保険者	被扶養者	都道府県番号	点数表番号	医療機関コード					
交付年月日		令和 年 月 日		処方箋の使用期間		令和 年 月 日		特にお知らせのある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。			
処方	変更不可 <input type="checkbox"/> (例々の処方箋について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更を差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。)										
	リフィル可 <input type="checkbox"/> (回)										
備考	保険医署名 <input type="checkbox"/> (「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。)										
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供 調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) <input type="checkbox"/> 1回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 2回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)										

医師の判断により、リフィル処方箋が発行できるようになりました

2023年1月より開始される電子処方箋では、リフィル処方箋は対象外となっています。(将来的に対応するか、検討されている所です)


【医療機関】

- ・「処方欄」は医療機関が記入します
- ・総使用回数の上限は **3回** までです



【薬局】

- ・「調剤実施回数の欄」は、調剤を実施した薬局が記入します
- ・後から処方欄のリフィル可にチェックを入れたような疑わしい点などがある場合は、必ず処方医への確認を行ったうえで調剤を実施してください



調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)

1回目調剤日(年 月 日) 2回目調剤日(年 月 日) 3回目調剤日(年 月 日)

次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)

【2022/3/4改正省令】当分の間、旧様式を取り繕って使用できます

交付年月日 令和4年 10月 1日

Rp 1) ○○○○OD錠 (10mg) 1錠
 □□□□カプセル (20mg) 1カプセル
 1日1回 朝食後 **28日分**

リフィル可 (3回)

1回目の処方箋の使用期間は通常の処方箋と同様の取扱いです。
 2回目以降のリフィル処方箋の使用期間は、原則、前回の調剤日を
 起点とし、実際に投薬が終了する日の前後7日間、計15日間
 の幅が設けられています

(薬局)【2022年3月31日疑義解釈その1】
 ・2回目以降の調剤は次回調剤予定日を含まない前後7日間
 (次回調剤予定日を含めて15日間) に調剤可能で、調剤可
 能期間外の調剤は不可

1回目 薬局受付日 令和4年10月3日

調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)

1回目調剤日 (令和4年10月3日) □ 2回目調剤日 (年 月 日) □ 3回目調剤日 (年 月 日)
 次回調剤予定日 (令和4年10月31日) 次回調剤予定日 (年 月 日)

2回目 薬局受付日 令和4年10月29日

調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)

1回目調剤日 (令和4年10月3日) 2回目調剤日 (令和4年10月29日) □ 3回目調剤日 (年 月 日)
 次回調剤予定日 (令和4年10月31日) ↑ 次回調剤予定日 (令和4年11月26日)

実際の来局日

3回目 薬局受付日 令和4年11月26日

調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)

1回目調剤日 (令和4年10月3日) 2回目調剤日 (令和4年10月29日) 3回目調剤日 (令和4年11月26日)
 次回調剤予定日 (令和4年10月31日) 次回調剤予定日 (令和4年11月26日)



薬局薬剤師

リフィル処方箋の活用することにより、大病院に規定されている処方箋料の減算を回避することが出来るようになりました

これまでは、**紹介割合等が低い医療機関**に該当した場合、
1処方につき**投与期間が30日以上**の投薬を行った場合には、所定点数の**100分の40に相当する点数**を算定することになっていました

どちらか該当した場合に対象となる

紹介割合等が低い医療機関

	紹介の割合	逆紹介の割合	備考（除外される病院）		
特定機能病院	50%未満	30%未満			
地域医療支援病院			一般病床200床未満の病院		
外来機能報告対象病院	40%未満	20%未満			
一般病床400床以上の病院			特定機能病院	400床以上の地域医療支援病院	400床以上の紹介受診重点医療機関

処方箋料

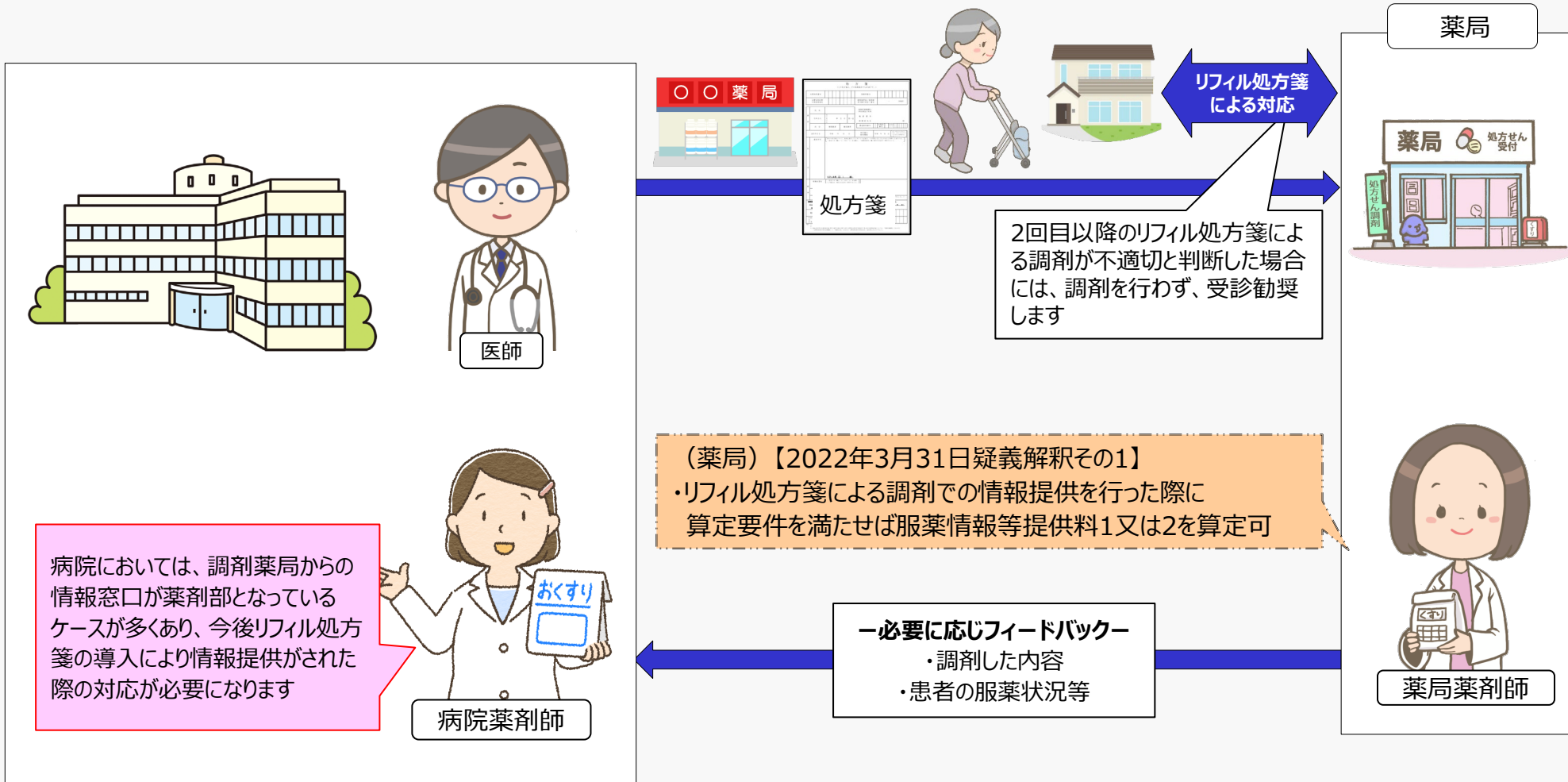
要件		点数	40/100の点数
1	3種類以上の抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬、抗精神病薬	28点	11点
	4種類以上の抗不安薬と睡眠薬の投薬		
2	1以外の場合であって	40点	16点
	7種類以上の内服薬の投薬 不安若しくは不安の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤を投薬		
3	1及び2以外の場合	68点	27点

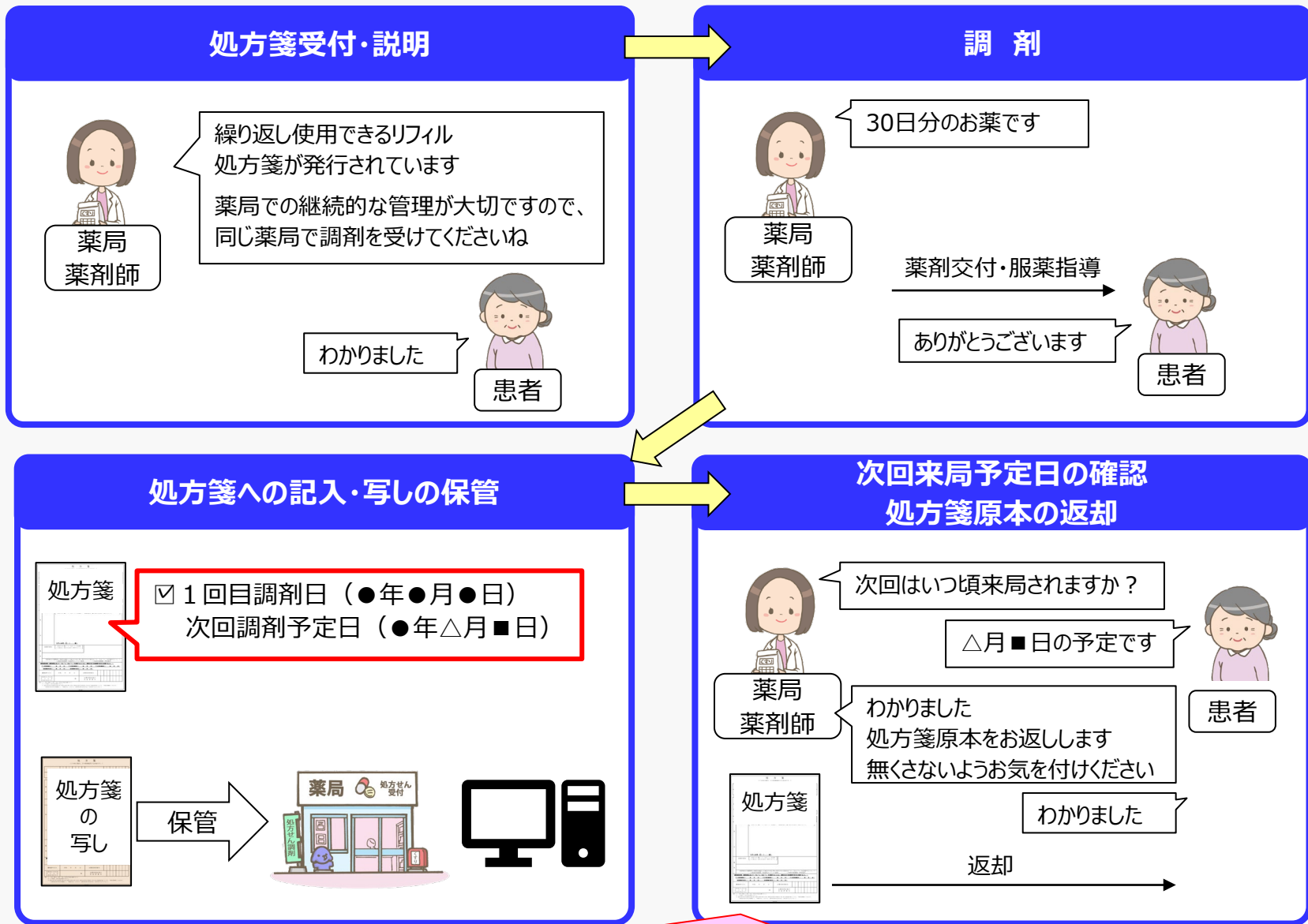
例外規定の新設

リフィル処方箋を交付する場合であって、当該リフィル処方箋の1回の使用による投与期間が**29日以内**の投薬を行った場合を除く

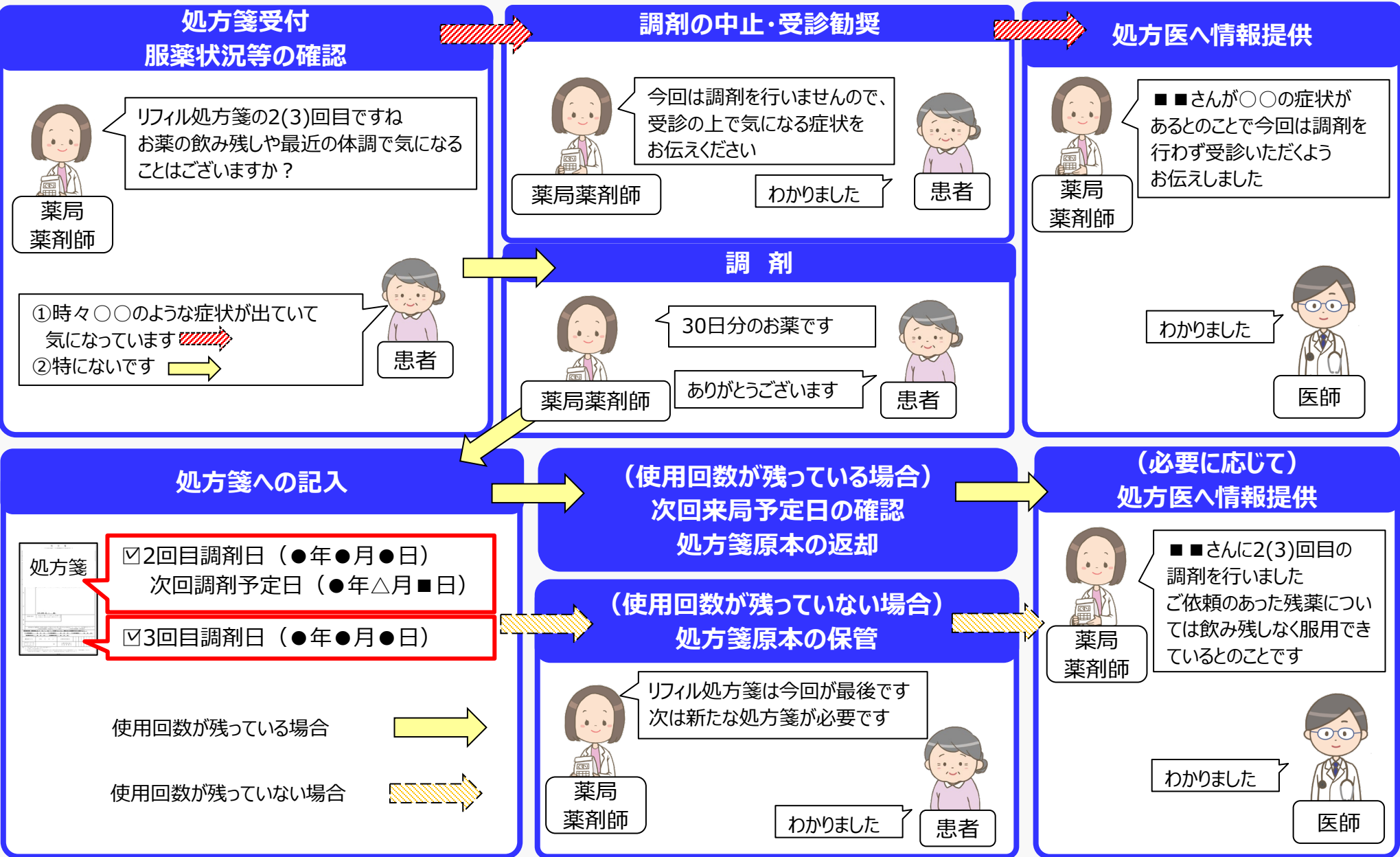
改善

リフィル処方箋により、患者さんは病院の門前薬局ではなく居住エリアの薬局を利用するケースが増える可能性がありますので、これまで疑義照会やフィードバックを受けていた薬局の範囲が拡大する可能性も考えられます





・リフィル処方箋による調剤1回ごとに「処方箋受付1回」と数え、通常通りに報酬を算定します



① 投薬量又は投与量が14日分を限度とされる

- ・内服薬
 - ・外用薬
 - ・注射薬
- 麻薬等を定めたもの

② 投薬量又は投与量が30日分を限度とされる

- ・内服薬
 - ・外用薬
 - ・注射薬
- アルプラザラム等を定めたもの

③ 投薬量が90日分を限度とされる

- ・内服薬
- ジアゼパム等を定めたもの

◎ 湿布薬

(貼付剤のうち、薬効分類上の鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤 (専ら皮膚疾患に用いるものを除く))

【2022年3月31日疑義解釈その1】

- ・リフィル処方を行う医薬品と行わない医薬品がある場合や
- リフィル処方箋1回の投薬期間が異なる場合は処方箋を分ける

- 医師の指示による分割調剤は、処方方法が煩雑である等の理由により、実施回数は減少傾向にありました
- 患者は症状が長期に安定しているときや診療に行く時間が確保できないとき等、リフィル処方箋に対するニーズがありました
- 2022年度改定で、これまでの医師の指示による分割調剤の仕組みを簡略化した、リフィル処方箋が導入されました
- リフィル処方箋の活用により、大規模病院の長期処方に対する処方箋料の減算を回避することが出来ます
- リフィル処方箋では湿布薬等の処方制限される薬剤があります
- 2023年1月より開始される電子処方箋では、リフィル処方箋は対象外となっています
- リフィル処方箋の普及は未知数ですが、医療機関と保険薬局との連携が重要となってきます



日医工がお届けする **Stu-GE** は、
スタジー
 医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
 テーマ別
 情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>